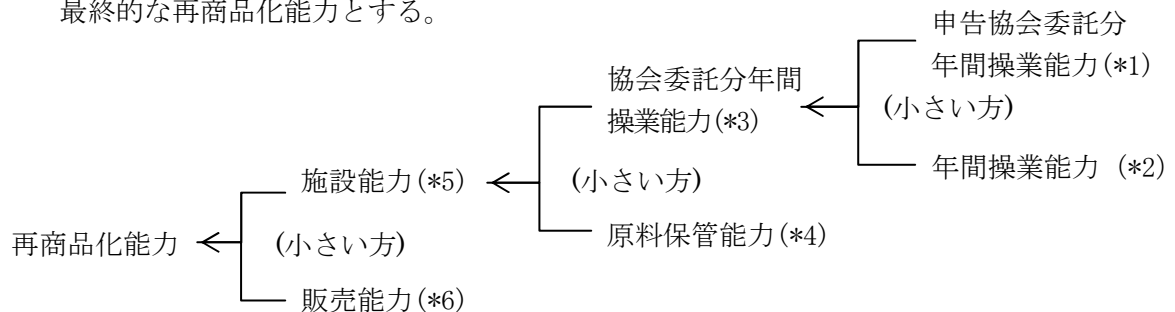


PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方

1. 再商品化能力の査定について

各再商品化事業者の再商品化能力は工場ごとに下記により査定する。

- (1) 再商品化事業者が申告した申告協会委託分年間操業能力(*1)と当協会が査定した年間操業能力(*2)を比較しその値の小さい方を協会委託分年間操業能力(*3)とする。
- (2) 協会委託分年間操業能力(*3)と原料保管能力(*4)を比較しその値の少ない方を施設能力(*5)とする。さらに、施設能力(*5)と販売能力(*6)を比較しその値の小さい方を最終的な再商品化能力とする。



2. 各能力（年間操業能力、原料保管能力、施設能力、販売能力）の査定について

(1) 年間操業能力査定(*2)

再生処理事業者登録申請における申告年間操業能力（＝1時間当たり処理能力(a)×1日当たり操業時間(b)×年間操業日数(c)）において、(a)、(b)、(c)の各項目について下記を上限とし、上限を超える場合は上限値に修正し算出したものを年間操業能力とする。

① 1時間当たり処理能力(a)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合

同許可における1時間当たり処理能力とする。

- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合

破碎機合計動力(kW)×1(t/h)／100(kW)÷0.85で算出される1時間当たり処理能力とする。

但し、破碎機合計動力(kW)は上記算出された1時間当たり処理能力で1日当たり8時間操業として算出した1日当たり処理量が5t未満となる1時間当たり処理能力であることを条件とする。

※ 破碎機合計動力とは、粗破碎機と細破碎機の全電動機合計動力である。

② 1日当たり操業時間(b)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合

同許可における1日当たり操業時間

- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合

1日当たり処理量が5t未満となる操業時間であることを条件とする。

③ 年間操業日数(c)の上限

- ・24時間／日の連続運転で4直3交代勤務制の場合
335日
(破碎機の刃交換、その他設備の保守等による操業休止時間を年間30日相当とする。)
- ・24時間／日の連続運転でない1シフトまたは2シフトの勤務体制の場合
1シフト分の1日当たり操業時間で2,440時間を除して算出される日数
(労働基準法準拠)
但し、1シフトの中で交代勤務制が行われていることが明確な場合は、その状況を考慮して定める。

(2) 原料保管能力査定 (*4)

再生処理事業者登録申請における様式Fに記載された協会委託分原料保管量を協会が査定をし、その値の12倍(年間量に換算)した量を原料保管能力とする。

(3) 販売能力査定 (*6)

再生処理事業者登録申請における有効な再商品化製品引取同意書の合計年間引取量の分別基準適合物引取換算量を販売能力とする。

3. 再商品化能力査定上の特記事項

下記の場合は、前述の再商品化能力を下方修正する。

- ①登録現地審査等により登録申請における申告能力と相違する事実が判明したとき。
- ②再生処理事業者の操業状況、財務状況等に鑑み、登録申請における申告能力によった場合、円滑な再商品化(労働安全衛生の確保を含む)が困難と考えられる状況に至ったとき。
- ③新規事業者および過去3年以内に契約実績のない事業者ならびに既存設備を能力増強した場合については操業管理能力等を考慮し、再商品化能力査定に反映する。

以上